

改正 令和6年1月12日法人規則第16号 令和6年3月11日法人規則第22号
令和7年1月15日法人規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、九州歯科大学履修規程第10条の規定に基づき、共用試験（コンピュータを用いた客観試験及び客観的臨床能力試験）について必要な事項を定め、もって適切な教育に資することを目的とする。

(共用試験)

第2条 共用試験の評価は、コンピュータを用いた客観試験（Computer Based Testing。以下「CBT」という。）および客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination。以下「OSCE」という。）のそれぞれにおいて行う。

2 共用試験の合否は、教授会で報告する。

(コンピュータを用いた客観試験（CBT）)

第3条 CBTの合格基準は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（Common Achievement Tests Organization。以下「CATO」という。）が到達基準として示すIRT標準スコアによるものとし、判明次第速やかに教授会に報告するとともに、学生に通知するものとする。

2 CBTの試験結果は、判明次第速やかに歯学部長、歯学科長、歯学科教務部会長が確認を行った上で、学生に通知するとともに教授会に報告するものとする。

3 本試験において到達基準に達しなかった場合の再試験並びに何らかの事由により本試験もしくは再試験を受験できなかった場合の追試験の取扱いについては、CATOの定めに従うものとする。

(客観的臨床能力試験（OSCE）)

第4条 OSCEの到達基準は、CATOが到達基準として示す判定基準によるものとし、判明次第速やかに教授会に報告するとともに、学生に通知するものとする。

2 OSCEの試験結果は、判明次第速やかに歯学部長、歯学科長、歯学科教務部会長が確認を行った上で、学生に通知するとともに教授会に報告するものとする。

3 本試験において到達基準に達しなかった場合の再試験並びに何らかの事由により本試験もしくは再試験を受験できなかった場合の追試験の取扱いについては、CATOの定めに従うものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月12日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年1月15日から施行し、令和6年度より適用する。